

仮想通貨の法規制と問題点

弁護士 川添 圭 (かわぞえ けい)

1.はじめに

現在、世界では約1600種類の仮想通貨が流通しているといわれている。本稿では、我が国における仮想通貨の流通及び取引に対する法規制の現状を中心に概説する。

2.仮想通貨とは

(1) 法定通貨と仮想通貨

法令用語としての「通貨」とは、通用力のある支払手段(通用の貨幣)を意味し、我が国では、通貨の製造及び発行の権能は政府に属すると規定されている(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律4条1項)。一方、現在流通している仮想通貨は政府が発行するものではなく、法律による強制通用力はない。仮想通貨の特徴と欠点を「表1」にまとめたが、国家に縛られない自由と信用性やセキュリティへのリスクは表裏一体の関係といえる。

(2) 法律上の「仮想通貨」

従来我が国では仮想通貨の流通と取引に対する規制は存在しなかったが、平成28年5月に改正された資金決済に関する法律(以下「資金決済法」)により、仮想通貨の定義規定及び仮想通貨の流通などに関する法規制が盛り込まれることとなった。

資金決済法における「仮想通貨」は、次のように定義されている(同法2条5項)。

① 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(同項1号)。

② 不特定の者を相手方として①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(同項2号)。

①は「1号仮想通貨」、②は「2号仮想通貨」と呼ばれる。1号仮想通貨は、一般的に流通しているビットコイン(Bitcoin)やイーサリアム(Ethereum)、ネム(NEM)などの仮想通貨がこれに該当し、2号仮想通貨は、仮想通貨による資金調達(ICO・インシャル・コイン・オファリング)で対価として発行される「トークン」(Token)などがこれに該当するとされている。

資金決済法の定義に従えば、仮想通貨に該当するか否かについては技術的要素(ブロックチェーンな

ど)は問題とならず、あくまで決済手段としての機能のみに着目していることが分かる。しかしこの定義規定では、いわゆる電子マネー(前払式支払手段)やポイントシステムなどの既存の電子情報財と区別が曖昧になる可能性がある。そこで、金融庁事務ガイドライン第三分冊・金融会社関係16(仮想通貨交換業者関係、いわゆる「仮想通貨ガイドライン」)において、1号仮想通貨及び2号仮想通貨に該当するか否かについての判断基準が公表されている(表2)を参照)※1。

3.仮想通貨の流通に対する法規制(仮想通貨交換業者)

(1) 登録制度

仮想通貨は世界中の利用者(ユーザー)により流通システムが維持されているという特徴があり、自由主義経済を標榜する我が国において、仮想通貨の存在や流通そのものへの法規制には馴染まないという面がある。

しかし、平成26年、当時世界最大規模の仮想通貨交換所であった株式会社MTGOX(マウントゴックス)が経営破綻したことや、仮想通貨が反社会的勢力のマネーロンダリング手段に悪用されているとの指摘があり、仮想通貨流通の透明性確保が課題となった。そこで改正資金決済法は、仮想通貨を業

[表1] 仮想通貨の特徴

	特徴	欠点
1	発行と流通に責任を負う国や中央銀行等の関与がなく、もっぱら利用者の関与によって信用と秩序が維持されている。	国や中央銀行による信用の裏付けがないため通貨の価格変動が大きく、価値が保護されない危険がある。
2	(分散型データベースの一種である)ブロックチェーン技術などを用いることで、不正取引をチェックする仕組みが構築されている。	インターネットを利用したユーザー間で構築されるネットワークという性質上、仮想通貨の取引規模が大きくなると取引の承認や流通に時間がかかる。
3	管理及び流通にインターネットを活用することで発行・流通に関するコストを最小限に抑えられる。	インターネットをインフラとして利用するという性質上、不正アクセスなどのサイバー攻撃からの脅威に常に晒され、実際にサイバー攻撃による被害が多数発生している。

※1 <https://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1/19.pdf>

【表2】仮想通貨の範囲及び該当性の判断基準
(金融庁事務ガイドライン【仮想通貨交換業関係】I-1-1)

1号仮想通貨	「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」に関して	○発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために仮想通貨を使用可能な店舗等が限定されていないか ○発行者が使用可能な店舗等を管理していないか
	「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」に関して	○発行者による制限なく、本邦通貨又は外国通貨との交換を行うことができるか ○本邦通貨又は外国通貨との交換市場が存在するか
2号仮想通貨	「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる」に関して	○発行者による制限なく1号仮想通貨との交換を行うことができるか ○1号仮想通貨との交換市場が存在するか

として取り扱う者を「仮想通貨交換業者」と定義し、改正法施行日である平成29年4月1日以降、仮想通貨交換業を営む者は金融庁への登録が必要となった(同法63条の2)。ただし、改正法施行前から仮想通貨交換業を営んでいた者は、平成29年10月1日までに金融庁へ登録申請を行うことで、正式登録前でも事業活動を継続できるとされている(いわゆる「みなし仮想通貨交換業者」、情報通信技

術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(附則8条)。

(2) 仮想通貨交換業・仮想通貨交換業者

「仮想通貨交換業」とは、①仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換、②①の媒介・次ぎ・代理、③①②の行為に関して利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること、のいずれかを業として行うことをいう(資金決済法2条7項)。具体的には、①は仮想通貨を直接売買交換する業務(交換所の経営)、②はその媒介業務であり、③は利用者の取引情報(ウォレット)を管理する業務を指す。なお、仮想通貨の先物取引等に関しては、いわゆる現物取引(仮想通貨の引渡しを伴う場合)は①に含まれるが、いわゆる差金決済取引(反対売買等により決済され現物の引渡しを伴わない場合)は①に含まれないとされている(前記仮想通貨ガイドラインI-1-2)。

仮想通貨交換業者は株式会社(又は国内に営業所を有する外国会社)でなければならぬ(同法63条の5第1号)。これは、仮想通貨流通の透明性確保と利用者保護の観点からの規制であり、多様な資金調達手段が必要であることや、会社法に基づくコンプライアンスやコーポレートガバナンスの体制が必要であるという考えによる。

仮想通貨交換業者には、①仮想通貨交換業に係る情報の漏えい、滅失または毀損を防止するための安全管理措置義務(資金決済法63条の8)、②利用者保護のための各種措置の実行(同法63条の10)、③利用者財産と自己資産との分別管理(同法63条の11)、④紛争解決機関との契約締結義務(同法63条の12)、⑤帳簿作成義務(同法63条の13)、⑥金融庁への報告義務(同法63条の14)などの義務が課され、金融庁による立入検査等(同法63条の15)、業務改善命令(同法63条の16)などの監督が行われる。

4 仮想通貨を巡るトラブル

平成30年1月、仮想通貨交換業者(みなし登録業者)であるコイン

チャック株式会社の保有する仮想通貨NEMが不正アクセスにより流出し、顧客から預り保管していた資産が引き出せない状態となった。これを契機として、金融庁が仮想通貨交換業者への立入検査や報告の徴求を行った結果、同社を含む複数の仮想通貨交換業者に対し、法令遵守体制の不備を理由として業務停止命令や業務改善命令が出された。これら事業者の中には、顧客の預り資産との分別管理の不備や役員による資産の私的流用といった事案もあり、事業者

の経営の杜撰さが浮き彫りとなった。仮想通貨取引市場の信頼性や透明性、そして利用者保護に直結する問題であり、今後も行政による適切な監督が求められるよう。

また、仮想通貨の将来性などのイメージを利用した消費者トラブルも増加しており、消費者庁や金融庁、国民生活センター、各地の消費生活センターから多数の注意喚起が行われている。例えば、①「将来の値上がり確実である」とか「高利回り」といった謳い文句で仮想通貨の購入を勧められた事案、②仮想通貨のマイニング(採掘)を行うための事業への投資を勧誘された事案、③仮想通貨の投資に関する情報商材や高額セミナーへ支払った代金の返金トラブルの事案、といった相談事例が増えている。

仮想通貨は(株式などの金融商品への投資とは異なり)商品やサービスの決済手段としての役割があるため、その取引に関して書面交付義務や説明義務などの規定が整備されておらず、中にはSNS(ソーシャル・ネットワーク)やサービス)のやり取りだけで勧誘や契約を行っている事案すら見受けられる。消費者保護の観点からは、仮想通貨を投資の商財とする場合には、金融商品取引法と同様の各種義務(書面の作成交付や説明義務など)を課すべきであり、早急な法整備が必要である。